

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。

[保管]

密栓し直射日光を避け 5 °C から 35 °C で保存する。開封後は清浄な雰囲気のもとで保存する。

[廃棄]

関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。

都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

上記で記載が無い危険有害性は分類対象外または分類できない。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 単一製品
化学名又は一般名	: カーボンブラック(鉱物系原料)
CAS 番号	: 1333-86-4
含有量	: 98 %以上
化学式又は構造式	: C(乱層黒鉛構造)
分子量	: 12.01
官報公示整理番号(化審法)	: 5-5222、5-3328
官報公示整理番号(安衛法)	: -
不純物及び安定化添加物	: データなし

4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努める。医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。汚染された衣服や靴等は脱がせ、皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断を受ける。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	: 水でよく口の中を洗浄する。医師に連絡する。
応急処置をする者の保護に必要な注意事項	: 救助者は個人用保護具を着用すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、窒素ガス、乾燥砂類
使ってはならない消火剤	: 棒状放水
火災時の特有の危険有害性	: 熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。 激しく加熱すると燃焼する。 火災時に毒性のガス(炭酸ガスおよび一酸化炭素)を発生するお

- 特有の消火方法 : それがある。
: 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。防火服、耐熱服、防護衣、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器、ゴム手袋、ゴム長靴等の保護具を使用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。皮膚、眼および個人の衣服の汚染を防止するため、適切な保護具を着用する。屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入したりしないようにする。
- 環境に対する注意事項 : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。外部への飛散を防止し、速やかに回収する。集じん装置で吸引するか又は霧状水で汚泥化する等の方法で処理する。水を使う場合少量の洗剤かアルコールを添加したものをを用いるとよい
- 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 (局所排気・全体換気等) : 取扱い上の施設は極力密閉構造とする。やむを得ず開放する場合は飛散を極力防止する。開袋等の発じん作業には局所排気装置を用い、発生した粉じんは発生源にて除去する。また屋内作業場において浮遊粉じん濃度を極力下げる為全体換気装置を設ける。
取扱いの都度、容器を密閉する。
取扱い場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
飛散しやすいので、輸送、貯蔵および使用などの取り扱い上の設備は可能な限り密閉構造とすること。やむを得ず解放状態で取り扱う場合には、飛散防止措置を講ずること。
- 安全取扱注意事項 : 取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
涼しい所に置き、日光を避けること。
使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
- 接触回避 : 過塩素酸類、臭素酸塩類、硝酸塩などの強酸化剤
- 衛生対策 : 産業衛生および安全の基準に基づいて取り扱うこと。

指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。
 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
 指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。
 休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではいない。
 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
 吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れたりしないように、適切な保護具を着用する。

保管

- 安全な保管条件 : 直射日光を避け、5 °Cから 35 °Cの換気の良い場所に密閉して保管する。
 施錠して保管すること。
 塩素酸塩、硝酸塩などの強酸化剤と接触させない。
- 安全な容器包装材料 : 破損のない密閉できるもの。

※標準物質としての適切な保管条件、使用に関する注意事項については、認証書を参照のこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

23.90 mg/m³

許容濃度(物質名)

- ACGIH TLV-TWA : 3.50 mg/m³
 日本産業衛生学会勧告値 : 1 mg/m²(吸引性粉塵)、4 mg/m³(総粉塵)
 OSHA PEL TWA : 3.5 mg/m³

設備対策

- 換気・排気 : ばく露を防止するため、装置の密閉化又は局所排気装置を設置すること。必要に応じて取扱い場所の近くに手洗い、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。
 局所排気または全体換気を行い、管理濃度以下を維持すること。
- 安全管理・ガスの検知 : -
- 貯蔵上の注意 : 火気厳禁。直射日光化での保管および硝酸塩等の強酸化物質との接触は避けること。

保護具

- 呼吸用保護具 : 防じんマスク、簡易防じんマスク等
 適切な呼吸用保護具を着用すること。
- 手の保護具 : 保護手袋、耐熱手袋等
 適切な保護手袋を着用すること。
- 眼、顔面の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
 保護面(防災面)等適切な眼、顔面の保護具を着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具 : 保護服、保護長靴、保護前掛け等適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

- ・物理状態 : 固体(顆粒)
- ・色 : 黒色

・臭い	: 無臭
・融点/凝固点	: 3550 °C
・沸点又は初留点及び沸点範囲	: 4200 °C
・可燃性	: データなし
・爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: データなし
・引火点	: データなし
・自然発火点	: 500 °C超
・pH	: 適応外
・動粘性率	: データなし
・溶解度	: 水に不溶
・n-オクタノール/水分配係数	: データなし
・蒸気圧	: 僅か(20 °C)
・密度及び/又は相対密度	: 1.8 ~2.1
・相対ガス密度	: データなし
・粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 強酸化剤と反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。
化学的安定性	: 推奨保管条件下で安定。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と危険な反応を生じる。 粉じんと空気の混合は爆発を生じる。
避けるべき条件	: 加熱、スパーク、裸火は避ける。粉じんの拡散を防ぐ。
混触危険物質	: 塩素酸塩、硝酸塩などの強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 燃焼時に有害ガス一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 区分外 吸入 分類対象外 経皮 データ不足のため分類できない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分外
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	: 区分外
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データ不足のため分類できない
生殖細胞変異原性(変異原性)	: 分類できない
発がん性	: ACGIH発がん性物質 A3 動物に対して発がん性が確認された物質(ヒトに対する 発がん性との関連は未知) IARC発がん性評価モノグラム 2B ヒトに発がん性の可能性がある 日本産業衛生学会-発がん性物質 2B ヒトに発がん性の可能性がある
生殖毒性	: データ不足のため分類できない

- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : データ不足のため分類できない
 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 本物質は吸入経路において、ヒトではわずかな呼吸機能低下が示唆されているに過ぎないが、実験動物では区分1の用量範囲内で、肺に顕著な組織変化が示されたことから、区分1(呼吸器)に分類した。
 誤えん有害性 : データ不足のため分類できない
 ※有害性情報については、混合物としての情報がないため、原材料の情報より作成しています。本製品は通常の条件下では安定であり、有害な添加剤成分が溶出する等の危険はありませんが、高温下での使用など特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を行ってご使用ください。

12. 環境影響情報

- 生態毒性 : 区分外
 残留性・分解性 : データなし
 生体蓄積性 : データなし
 土壌中への移動性 : データなし
 オゾン層への有害性 : データなし

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

- 国際規制
 国連番号 : 該当なし
 品名 : -
 国連分類 : -
 容器等級 : -
国内規制
 陸上輸送 : 消防法、道路法に従う
 海上輸送 : 船舶安全法に従う
 航空輸送 : 航空法に従う

15. 適用法令

◇労働安全衛生法（安衛法）

- ・名称等を表示すべき危険有害物(法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9)
- ・名称等を通知すべき危険有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
- ・リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第 57 条の 3)

◇毒物及び劇物取締法（毒劇法）

- ・非該当

◇じん肺法

- ・法 第 2 条 施行規則第 2 条別表粉じん作業

16.その他の情報

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

記載内容は情報提供を目的としており、取扱い上のいかなる保証をなすものではありません。
